

# 第2章 手順編

- 1 「合理的配慮提供の7 steps」について
- 2 step 1 インクルーシブ教育システムについての理解  
step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解
- 3 step 3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握
- 4 step 4 要望の内容について校内委員会での検討
- 5 step 5 合理的配慮の決定  
個別の教育支援計画への明記，個別の指導計画への活用
- 6 step 6 合理的配慮の提供
- 7 step 7 合理的配慮の評価・見直し

「第2章 手順編」は，合理的配慮提供の7 steps について，詳しい手順・方法が分かる冊子です。

本章は，視覚障害（弱視）の児童への合理的配慮提供を例として説明をしています。



# 1 「合理的配慮提供の7 steps」について

「合理的配慮提供の7 steps」とは、合理的配慮を提供する際の手順・方法を、7つのステップを通して具体的にしましたものです。7つのステップは、以下のように、「理解しよう」「決定しよう」「提供しよう」の3つの段階に整理しています。

## 理解しよう

### step1 インクルーシブ教育システムについての理解

### step2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

- 校内委員会や校内研修で理解を深めます。

- ・インクルーシブ教育システムについての研修
- ・対象児童生徒の障害に関する研修
- ・校内での支援体制についての共通理解
- ・地域や関係機関との連携の仕方の確認

等



## 決定しよう

### step3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

- 児童生徒の実態把握をします。
- 引継ぎ資料(ふくおか就学サポートノート、個別の教育支援計画、個別の指導計画等)、面談等を基に本人・保護者の要望を把握します(教員による見立ても含む)。

### step4 要望の内容について校内委員会での検討

- 要望の内容について、校内委員会等で以下のような観点から検討します。

- ・何を優先するか
- ・均衡を失した、または過度の負担がないか
- ・法令違反になっていないか

等

- 基礎的環境整備が十分でない場合や要望の内容が合理的でない場合は、他の手段で補うことができないか、校内委員会等で検討します。



### step5 合理的配慮の決定、個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用

- 保護者と合意形成し、決定した合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。
- 「1日」「学期」「年間」等の時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が提供するか具体化して、個別の指導計画に活用します。

## 提供しよう

### step6 合理的配慮の提供(日常生活、授業、学校行事)

- 職員間で共通理解し、学校全体で組織的に提供をします。
- 児童生徒一人一人の実態や困難さに応じた提供をします。

### step7 合理的配慮の評価・見直し

- 合理的配慮の提供を受けている時の姿や、その後の変容を記録します。
- 校内委員会等で評価・見直しを行い、本人・保護者と確認をします。

- ・児童生徒が十分な教育を受けられるよう提供できているか
- ・児童生徒の発達や適応の状況に応じたものか
- ・均衡を失した、または過度の負担が生じていないか

等



また、以下の資料等を併せて活用することで、7 steps に沿った合理的配慮提供をより効果的に実践することができます。

**step1・2 校内研修で活用して、職員の理解啓発に役立てます。**

**研修テーマ**

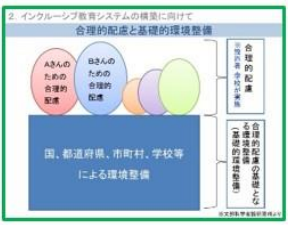
- ①インクルーシブ教育システムについて
- ②合理的配慮の提供について
- ③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて
- ④児童生徒の実態把握について
- ⑤発達障害について

**校内研修プラン**

校内研修の年間計画を作成する際のモデルとなります。20分間程度の研修を年間5回実施することを想定しています。

**校内研修スライド**

原稿付きの研修スライドをダウンロードして使用できます。「発達障害について」など、テーマ別に作成しています。




**step3・4・5 障害種別に、合理的配慮の検討や決定ができます。**

**視覚障害 聴覚障害 知的障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱**

**配慮事項検討シート**


本人や保護者の要望を受けて配慮事項を検討・決定する際に活用することができます。各項目をクリックすると、参考になる画像を見ることができます。



**発達障害  
自閉症・情緒障害**


**サポートヒントシート・活用手順シート**

従来のサポートヒントシート（追補版）を再追補し、自閉症・情緒障害にも対応できるようにしました。活用手順シートを使用すれば、通常の学級の実態に合った合理的配慮の決定ができます。



**提供場面・時期決定シート**

決定した合理的配慮の提供が、1年間や1日の中で特に必要になるときはいつかを決定することができるシートです。




**step6・7 合理的配慮提供の具体的な方法がわかります。**


**冊子（第3章 実践編）**

通常の学級、通級による指導、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援学校等の学びの場において、授業場面を中心とした合理的配慮提供の事例を紹介しています。


小学校(通常の学級)  
第6学年 算数科



小学校(通級による指導)  
第4学年 自立活動



高等学校  
第3学年 英語科



(※「第3章 実践編」を含む冊子全体の詳細は、本リーフレットの最終ページを御参照ください。)

次のページ以降から、「合理的配慮提供の7 steps」の手順に沿った合理的配慮提供の方途を、詳しく説明します。



## 2 step 1 インクルーシブ教育システムについての理解 step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

この段階では、学校の職員全体でインクルーシブ教育システムや、児童生徒の障害について理解することが必要です。

□ 校内委員会や校内研修で理解を深めます。

各学校の先生方がそれぞれ学んだことや理解していること等を、校内研修等の場において職員間で共有すると効果的です。

次のような内容について、校内研修等を通して理解を深めましょう。

- ・ インクルーシブ教育システムについて
- ・ 対象児童生徒の障害について
- ・ 一人一人の児童生徒の理解について
- ・ 校内での支援体制についての共通理解
- ・ 地域や関係機関との連携の仕方の確認

等

step 1・2では、特別支援教育コーディネーターが中心となって校内研修を計画・運営して、情報を共有することが有効です。

例として、2つの学校の取組を紹介します。

### ○ A中学校の例

特別支援教育コーディネーターが中心となって、月に1回、20分間程度の校内研修を実施しています。研修の際には自作のスライドを用いて、校内で実践されている有効な支援を紹介する等、視覚的に情報共有ができるような工夫がされています。短時間の研修なので、他の研修と組み合わせるなど柔軟に研修計画を設定することが可能です。



この学校では、短時間の研修を計画的に実施することの成果が出ています。

## ○ B 小学校の例

校内での研究授業を行う教員に対して、特別支援教育コーディネーターが、児童に対する具体的な支援の仕方を事前にアドバイスしました。

特に注意集中が困難な児童の実態については、校内研修の際に教員全体で共通理解を図り、「視覚的な情報を提示する」「板書のキーワードに線を引く」等の支援を授業場面で具現化しました。そして、その成果を授業後に教員全体で共通理解しました。



Step 1・2 では、「校内研修プラン」や「校内研修スライド」をダウンロードして活用することができます。

校内研修プランは、1回あたり20分間程度の校内研修を、年間5回程度実施するというものです。「インクルーシブ教育システムについて」「合理的配慮の提供について」など、右図のような5つのテーマで構成しています。長時間の研修を設定することが難しい学校でも、職員会議後や学年会後などの短い時間を活用したり、講義と演習を組み合わせたりするなど、短時間の研修を継続的に実施することによって校内での共通理解を図ることができます。

校内研修スライドは、プレゼンテーションソフト (Microsoft PowerPoint) で作成しています。ノートの欄には右図のようにスライドの読み原稿の例も記載しているので、ダウンロードをすればすぐに活用できます。また、学校の実態に合わせて内容を付加修正したり、使用するスライドを選択したりして活用することもできます。外部講師を招聘しなくても、各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を実施することができるスライドです。

| 研修テーマ                        |
|------------------------------|
| ①インクルーシブ教育システムについて           |
| ②合理的配慮の提供について                |
| ③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて |
| ④児童生徒の実態把握について               |
| ⑤発達障害について                    |

発達障害について

社会性の面での困難さ

- ・場の雰囲気や暗黙のルールが分からない。
- ・一方的な会話をしたり、自分のペースのみで話したりしてしまう。
- ・友人と仲良くしたいが、うまくいかない。
- ・状況に応じた言葉遣いが難しい。
- ・困ったときに、人に助けを求めたり、相談したりできない。
- ・「うなずく」「微笑む」など、共感することが難しい。

社会性の面での困難さがある児童生徒の一例です。場の雰囲気や暗黙のルールが分からない児童生徒、自分のペースで会話をしてしまう児童生徒、他人と共感することが難しい児童生徒など、困難さは多岐にわたっています。

※ step 1・2 で活用できる「校内研修プラン」「校内研修スライド」「合理的配慮提供の7stepsリーフレット (P24参照)」は、いずれも [福岡県教育センターホームページ](#) からダウンロードして活用できます。

また、本冊子の「第1章 総論編」も校内研修の際に活用できます。

### 3 step 3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

この段階では、職員全体で児童生徒の実態把握をしたり、保護者の要望を把握したりします。

□ 児童生徒の実態把握をします。

#### ○ 実態把握の方法



#### 授業，学校生活の様子の観察

自然な環境にいるときにどのような行動をとるかを観察する方法と，一定の条件を設定した場（遊具，対人，生活場面等）にどのような行動がみられるかを観察する方法があります。



#### 検査の実施

発達検査（WISC-Ⅲや田中ビネーⅤ等）を実施します。それぞれの検査で明らかになることが異なってきますので，目的に応じて複数の検査を実施することもあります。検査の方法は児童生徒の障害種によって異なってきます。

□ 引継ぎ資料，面談をもとに，本人・保護者の要望を把握します。

実態把握をしたら，保護者の要望を把握して学校で把握した実態と比較していくことが必要になります。その際に以下の引継ぎ資料を活用すれば，本人・保護者の要望の把握をスムーズに行うことができます。

#### ・ふくおか就学サポートノート（右図）

（福岡県・福岡県教育委員会作成）

次の内容がまとめられています。

- ・プロフィール ・外出先での配慮事項
- ・相談，診断，健康診断等の記録 ・資料等の貼付欄
- ・引き継ぎシート

#### ・個別の教育支援計画，個別の指導計画

（合理的配慮を明記できるもの）

※ いずれも，

[福岡県教育庁教育振興部義務教育課ホームページ](#)

からダウンロードできます。

ふくおか  
就学サポートノート



福岡県・福岡県教育委員会



## 4 step 4 要望の内容について校内委員会での検討

この段階では、step 3で把握した児童生徒の実態や保護者の要望から考えられた合理的配慮の内容について、提供が可能かどうか、難しい場合は他の手段で補うことができないかを校内委員会で検討します。

### □ 要望の内容について、校内委員会で検討します。

校内委員会を計画的に開催して、管理職や主幹教諭、養護教諭等も含めたメンバーで、幅広い視点から検討ができるようにします。

本人や保護者から合理的配慮の要望が出た場合、step 3で実態把握した内容も基にしながら、次のような観点から、要望の内容が提供可能であるかどうか検討しましょう。



- 児童生徒の成長として、何を目指していくのか？
- 必要とされる合理的配慮は何か？
- 何を優先して提供する必要があるか？
- 体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか？
- 教育の目的・内容・仕組みの本質的な変更となっていないか？
- その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか？

### □ 基礎的環境整備が十分でない場合や要望が合理的でない場合は、他の手段で補うことができないか、校内委員会等で検討します。

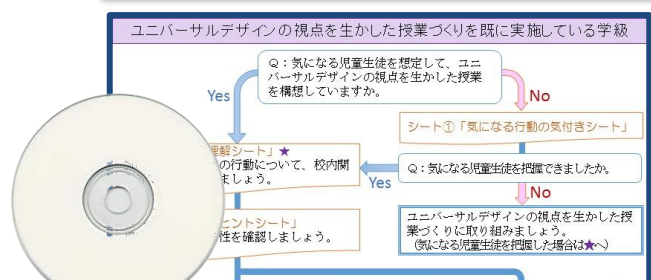
配慮事項の検討・決定をする際には、児童生徒の障害種に応じて、以下の資料を活用できます。

視覚障害，聴覚障害，知的障害，  
肢体不自由，病弱・身体虚弱

| 見え方に応じた教科書の提供等           |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 見え方に一番合った拡大率の拡大教科書を選定する。(視覚特別支援学校・教育センター等で拡大率を相談)      |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教科書の図や表・資料を、拡大するとともに、単純化したり、レイアウトを変えたりして作成する。   |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教科書の図や表・資料を拡大コピーする。                             |
| <input type="checkbox"/> | 教科書の図、写真などが見えにくい場合は、口頭での説明も行う。                         |
| 見え方に応じたプリント等の作成          |  |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教材プリント・テスト等の字の大きさを変えて作成する。                      |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて字体(ゴシック体等)や行間等を変える。                             |
| <input type="checkbox"/> | 色のコントラストや、レイアウトに配慮して(見出しを太字にしたり、紙面の構成を単純化するなど)教材を作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | まぶしさから見えにくさを補うために、必要に応じて白黒反転で教材を作成する。                  |

配慮事項検討シート

自閉症・情緒障害，発達障害



サポートヒントシート  
活用手順シート



ここでは、2つの事例を基に、資料を活用した合理的配慮の検討や決定の仕方を説明します。

## ○ 事例1 弱視のある児童の場合（小学校の例）

弱視による見えにくさがあるために、保護者から「校内環境を安全にしてほしい」「拡大読書器を準備してほしい」等の要望が出されたとします。

「校内環境を安全にしてほしい」については、学校での実態把握からも、見えにくさによるつまづきやすさが見られたため、段差に目立つ色のテープを貼る等の配慮を検討しました。

しかし、「拡大読書器を準備してほしい」については、現在の学校の状況から、すぐに準備することは困難な状況です。

その際に、校内委員会において次の手順で変更・調整を検討しました。

### ① 要望の本質についての検討

この要望の本質は、「拡大読書器を準備してほしい」ということではなく、「文字の読みにくさに配慮してほしい」ということであると考えられます。このように要望の内容から「できる」、「できない」をすぐに判断するのではなく、保護者の要望の本質は何かを校内委員会で検討することが必要になります。

### ② 配慮事項の変更・調整

どのような配慮が考えられるか、また他の手段で補っていくことができないかを考えていく場合には、要望の本質を踏まえ、「配慮事項検討シート」や「サポートヒントシート」を活用します。

右の図は「配慮事項検討シート」です。文字の読みにくさへの配慮として、「見え方に応じた教科書の提供」「見え方に応じたプリント等の作成」「弱視レンズ等の視覚補助具やICTの活用」等、拡大読書器の使用に替わる配慮事項の案が多く示されています。各項目のリンク（青い線）をクリックすると、図のように、具体的な配慮のヒントが写真で示されます。

この中から、学校の基礎的環境整備の状況に応じて、提供可能なものを検討し、本人や保護者と合意形成を図っていきます。



| 見え方に応じた教科書の提供等           |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 見え方に一番合った拡大率の拡大教科書を選定する。(視覚特別支援学校・教育センター等で拡大率を相談)                           |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教科書の図や表・資料を、拡大するとともに、単純化したり、レイアウトを変えたりして作成する。                        |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教科書の図や表・資料を拡大コピーする。  |
| <input type="checkbox"/> | 教科書の図、写真などが見えにくい場合は、口頭での説明も行う。  |
| 見え方に応じたプリント等の作成          |   |
| <input type="checkbox"/> | 見え方に応じて教材プリント・テスト等の字の大きさを変えて作成する。   |
| <input type="checkbox"/> | <a href="#">見え方に応じて字体(ゴシック体等)や行間等を変える。</a>                                  |
| <input type="checkbox"/> | 色のコントラストや、レイアウトに配慮して(見出しを太字にしたり、紙面の構成を単純化するなど)教材を作成する。                      |
| <input type="checkbox"/> | まぶしさから見えにくさを補うために、必要に応じて白黒反転で教材を作成する。                                       |
| <input type="checkbox"/> | まぶしさから見えにくさを軽減するために、再生紙等のくすんだ色の紙を使用する。                                      |
| <input type="checkbox"/> | <a href="#">生徒の見え方に合わせ罫線の幅や枠が大きいノートや作文用紙を作成する。</a>                          |
| <input type="checkbox"/> | 色の見えにくさがある場合は、カラーを白黒で印刷する。  |
| 弱視レンズなどの視覚補助具やICTの活用     |   |
| <input type="checkbox"/> | <a href="#">板書や遠方を見るために単眼鏡を活用する。板書は単眼鏡の倍率を考慮して(視野に5文字程度入るように)字の大きさを決める。</a> |
| <input type="checkbox"/> | <a href="#">児童生徒の見え方に応じて本を読んだり字を書いたりするときに拡大読書器を活用</a>                       |



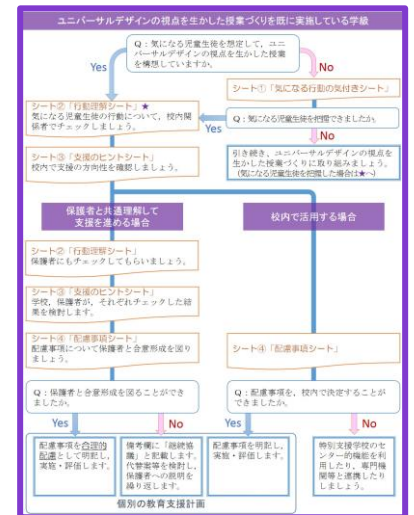
## ○ 事例2 情報の入力（読む・見る）が困難な児童の場合（小学校の例）

サポートヒントシートの4つのシートを、学級の実態に合わせて活用しました。その際に、「活用手順シート」に沿って合理的配慮を検討・決定しました。

活用手順シートは、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実施している」学級用と、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを実施していない」学級用の、2種類のシートがあります。

### ① 活用手順シート，サポートヒントシート②，③の使用

この学校は、これまでに、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを校内研究として実践していました。そこで、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実施している」学級用の活用手順シート（右図）を使いました。そしてシートの手順に沿って、サポートヒントシート②（行動理解シート），③（支援のヒントシート）を活用して、校内で支援の方向性を確認しました。シート②と③を活用することで、把握していた児童が視覚的な情報の入力に困難さがあることが分かり、支援のヒントを参考にして、合理的配慮を検討することができました。



決定した合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記しました。その際、3観点11項目のどの項目に該当するかを記入しました。

### ② 個別の配慮事項の決定（サポートヒントシート④）

シート④（配慮事項検討シート）を基に、個別の配慮事項を決定して、個別の指導計画への活用をしました。シート④から、読む・見る情報の入力に困難な児童に対して、視覚的な情報を提示するなどの配慮の例が示されました。そして、シート④の中の「ヒントやキーワードを言葉で伝える」という項目に着目して、算数科の授業で板書した問題のキーワードとなる部分に線を引くという支援を考えました。また、「文章の内容（文字情報）を、絵や図に置き換えて示す」という項目に着目して、かけ算の問題場面を、カレンダーやテープ図を使って黒板に提示するという視覚的な支援を構想しました。

授業前は、学習指導案の事前検討会において、授業の打合せをしました。特別支援教育コーディネーターや研究主任等との意見交流を通して、支援の方法やタイミングをより具体化することができました。

※ 紹介した資料は、いずれも、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

※ サポートヒントシートの活用の仕方については、本冊子のP49を御参照ください。

## 5 step 5 合理的配慮の決定

### 個別の教育支援計画への明記，個別の指導計画への活用

この段階では，決定した合理的配慮を個別の教育支援計画に記載し，特に提供が必要になるときはいつかを検討します。

□ 保護者と合意形成し，決定した合理的配慮を，個別の教育支援計画へ明記します。

図は，福岡県教育委員会のホームページに公開されている，合理的配慮を明記できる個別の教育支援計画の様式（一部）です。

右図のように，主な合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。この段階ではまだ，配慮事項の詳細な記述ではなく，年間を通して行う合理的配慮という視点で大きくまとめます。

| 主な合理的配慮   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・見えにくさによる困難さとして，振り返りをさせるための配慮，見えにくさや読みにくさを補うための配慮をする。 (1)-1-1</li> <li>・学習中や校内での生活において，見えにくさによる危険がないように配慮する。 (1)-1-1, (3)-1</li> </ul> |

合理的配慮の観点項目

また，合理的配慮の観点項目（3観点11項目，P3参照）も記載します。

## コラム

### サポートヒントシートを活用した合理的配慮の決定

自閉症・情緒障害や発達障害のある児童生徒については，合理的配慮を明記する際に，サポートヒントシートを活用することができます。

「シート③（支援のヒントシート）」の「支援のヒント」の欄には，指導上の留意点を端的にまとめています。児童生徒のサポート優先度の高い項目に記載されている支援のヒントを，合理的配慮として個別の教育支援計画へ明記することができます。

| ヒントA2【情報の入力(読む・見る)】  |  |
|--|--|
| <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 100px; height: 20px; background: linear-gradient(to right, orange 50%, white 50%);"></div> </div> <p style="text-align: center;">低 <span style="margin-left: 100px;">高</span></p> <p style="text-align: center;">サポート優先度</p> | <p>〔分析〕<br/>この項目について「サポート優先度」が高い児童生徒については、「読む・見る」などの情報の入力に課題があるのかもしれない</p> |
| <p>〔支援のヒント〕</p> <p>&lt;感覚の過敏性についての支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚、触覚などに対する感覚過敏に対しては、刺激を取り除くことで環境を整える。</li> </ul> <p>&lt;読むことへの支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章の内容を絵などで示す。</li> <li>・キーワードに着目するように指導する。</li> </ul>   |  |

詳細表示

要望どおりに提供できない時や保護者が合意しない場合については，「今できる配慮」と「将来的に目指す姿」との関係性を説明し，長期にわたって合意形成を図っていく見通しをもつことも，1つの方法です。



□ 「1日」「学期」「年間」等の時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が提供するか具体化して、個別の指導計画に活用します。

個別の教育支援計画へ明記した合理的配慮について、特に提供が必要になるときはいつかを検討します。

### ① 「提供場面・時期決定シート」の活用

決定した合理的配慮の提供が特に必要になるときはどのような場面なのか、「1年間」や「1日」の中から検討します。

その際、右図の「提供場面・時期決定シート」を活用すれば、校内研修等の場で、付箋に書き込んだり貼ったりしながら検討することができます。



### ② 個別の教育支援計画への明記

①で検討した場面について、「誰が」「どのような支援を行うか」等について検討し、個別の教育支援計画に明記します。

|        | どのような場面で | 誰が   | どのような支援を行うかなど                      |
|--------|----------|------|------------------------------------|
| 具体的な支援 | 学校行事     | 養護教諭 | 移動や活動の際の補助や声掛けをする。                 |
|        | 各教科等     | 学年部  | 単眼鏡やタブレット端末の使用など、見えにくさを補うための工夫をする。 |
|        | 教室移動     | 主幹教諭 | 段差や危険な個所が目立つようにする。                 |

このように明記したことを基に、個別の指導計画に活用します。

※ 「提供場面・時期決定シート」は、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

※ 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、[福岡県教育庁教育振興部義務教育課ホームページ](#)からダウンロードできます。

## 6 step 6 合理的配慮の提供（日常生活，授業，学校行事）

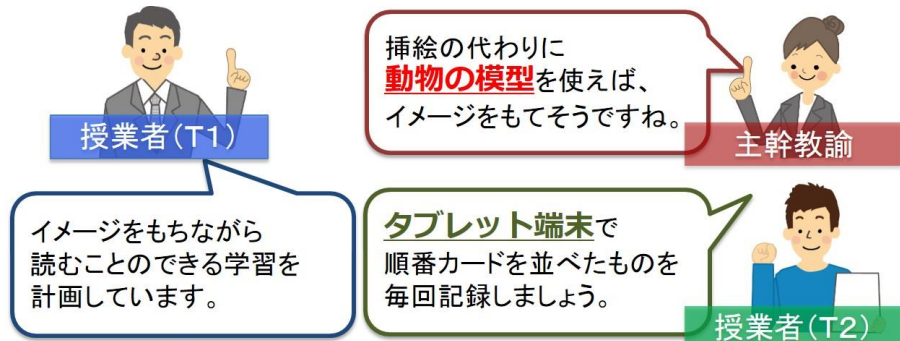
この段階では、日常生活や授業，学校行事等において，合理的配慮を提供します。その際には，職員での組織的な提供が必要になります。

### □ 職員間で組織的に提供をします。

職員で「教育的ニーズ」「学習計画」「合理的配慮」「分担」等について話し合いながらまとめていくことが効果的です。その際，授業者だけでなく職員で組織的に提供をしていくことが重要です。

### ○ C 特別支援学校の例

この学校では，授業を計画する際に，「授業づくりミーティング」として，授業者や校内委員会等複数の教員で，教育的ニーズ，学習計画，合理的配慮，分担等について話し合いながら黒板にまとめました。



下図は第2学年国語科「どうぶつ園のじゅうい」における授業づくりミーティングの内容です。この方法で，授業者だけでなく，複数の教員の共通理解と組織的な提供が可能になりました。

| Aさんの教育的ニーズ   | 学習計画   | 合理的配慮   | 分担   |
|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イメージをもちながら読むことができる。</li> <li>・順序を考えながら読むことができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はじめ，中，終わりの文章構成の順に読む。</li> <li>・獣医の仕事の内容を読み取る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿絵の代わりとなる，動物の模型の提示</li> <li>・文章を拡大するタブレット端末の使用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・順番カードを並べたものを，毎回タブレット端末で撮影する。(B先生)</li> </ul> |
| ①児童生徒に必要な力(教育的ニーズ)を考える。  | ②単元全体の学習計画を考える。  | ③教育的ニーズを満たす学習内容を考える。  | ④活動する上で必要な分担を考える。  |

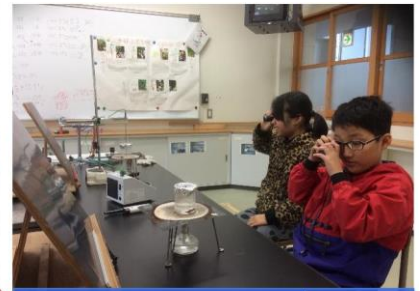
## □ 個の実態や困難さに応じた提供をします。

下の写真は、視覚障害（弱視）のある児童に対する合理的配慮の一例です。

見えにくさのために顔を近付けないと観察ができなかった児童に対しては、実験用具から離れて安全に観察することができるように、教員が単眼鏡の使い方を指導しました（右図上）。



安全面の配慮が必要



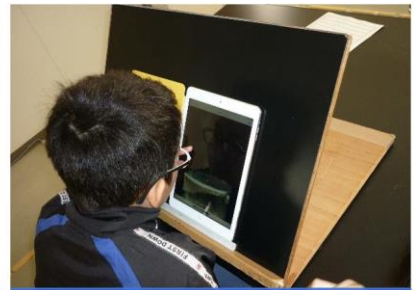
単眼鏡の使い方



また、観察や振り返りの困難な児童に対しては、主体的に学習を進めることができるように、教員がタブレット端末に実験の過程を記録しておき、拡大や再生を自分自身で行うことができるようにしました（右図下）。その際は、T2の教員が、ビーカーの中の水の変化等の様子を、タブレット端末でその都度動画撮影していきました。そして記録した動画は、実験の振り返りで活用しました。



●観察、振り返りの困難



拡大、再生が出来る  
タブレット端末の使用

これらの事例は視覚障害特別支援学校の実践を例にしていますが、小学校、中学校や高等学校においても、単眼鏡の使い方の指導や読みやすくする際の支援は、予算面・体制面から考えて、すぐに取り組むことができそうです。斜面台は学校になくても、工夫をすれば比較的簡単に制作することができます。またタブレット端末の使用等は、基礎的環境整備の状況によって異なりますが、現状として難しい場合も、今後環境が整えば提供できる可能性があります。TTの授業が難しい場合も、どこで振り返りが必要であるかという見通しを授業者が把握していれば、意図的・計画的に対応することが可能です。

このように、個々の児童生徒の実態や困難さに応じた合理的配慮を提供することや、各学びの場の基礎的環境整備の状況に応じた合理的配慮提供の検討をしていくこと等が必要です。



## 7 step 7 合理的配慮の評価，見直し

この段階では，合理的配慮の評価，見直しを，次の方法で行います。

### □ 合理的配慮を提供している時の姿や提供した後の変容を記録します。

合理的配慮の提供場面や提供前後の変容について記録をとります（児童生徒の様子，表情，発言，ノートの記事内容等）。困難さに応じた合理的配慮提供の有効性を，児童生徒の姿から明らかにすることができます。



その際に，授業中の姿だけで評価するのではなく，その姿が児童生徒の長期目標にどのように結び付いていくのかを考えた上で，期待される成果を明らかにして，今後の指導の見通しをもつ必要があります。

### □ 校内委員会等での評価・見直しや，本人・保護者との確認をします。

上記の記録を基にして，校内委員会等で次のような観点から評価・見直しをしたり，本人・保護者と合理的配慮の有効性と今後の提供の方向性について合意形成を図ったりします。

#### 観点① 「十分な教育を受けられているか」

個別の教育支援計画・個別の指導計画と授業の記録とを比較して，計画に基づき実行した結果を児童生徒の姿から評価して見直します。

#### 観点② 「生活年齢や適応の状況に応じているか」

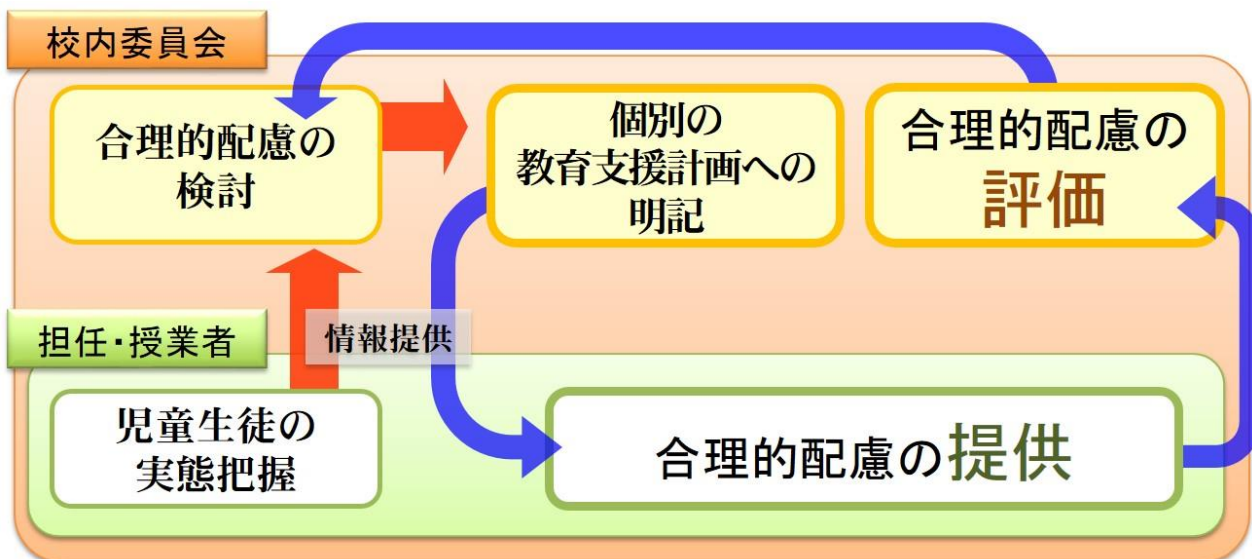
発達検査やサポートヒントシートから明らかになった児童生徒の発達の段階や困難さに応じた合理的配慮になっているかを検討していきます。

#### 観点③ 「均衡を失した又は過度の負担がないか」

「業務への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担面の程度」等，予算面・体制面から過度の負担がなく実施していくことができたかどうか検討します。負担が大きいと判断した場合は，配慮事項検討シート等を参考に，他の配慮に変更できないか，再度検討していきます。

評価・見直しをしたことは、「提供場面・時期決定シート」に記載した提供場面の中から、再度提供をしていくことが必要になります。

step 3～7をまとめると、下図のようになります。



担任や授業者が中心となって児童生徒の実態把握をし、校内委員会に情報提供をします。それを受けて、校内委員会で合理的配慮の検討をして、個別の教育支援計画への明記をします。

step 6以降では、合理的配慮の提供、評価をして再度提供をするための検討をするというサイクルを繰り返します。

## コラム

### 「合理的配慮提供の7 steps リーフレット」も活用できます。

ここまで説明してきた「合理的配慮提供の7 steps」の手順については、右図のリーフレットにも紹介しています。

印刷をして校内研修等で活用することもできます。ぜひ御活用ください。

※ 「合理的配慮提供の7 steps リーフレット」は、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。